

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人愛光福祉会 愛光兜台こども園	施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 6 年 3 月 1 3 日

総 評	<p>愛光兜台こども園は平成 6 年 4 月公設民営として開園され、平成 31 年 4 月「幼保連携型認定こども園」に移行しました。</p> <p>社会福祉事業や地域のニーズについて情報を収集し、職員と協働体制のもと、子どもたちの健やかな成長、心身の発達を助長するため、保育理念に「愛せよ 光の子となれ」と謳い、保育目標（保育方針）には「みんな元気で遊ぼうね」「子どもの笑顔を消さないで」「ゆっくり歩こうなあ」を大切に、豊かな心（愛、感謝、思いやり）と体が育つよう心掛け、子ども的人格を尊重した丁寧できめ細やかな関わりを大切にしています。子どもの最善の利益を考慮し、キリスト教保育と共に歩み、家庭と密接な関係のもと、教育と保育を一体的に行う等、子ども主体の保育を全職員で意識して実践しています。</p> <p>毎月発行の園だよりは、キリスト教保育に基づき、現在の社会事情・情勢に対する思いや子どもたちの幸せや成長を願って、園長自ら執筆しており、常に職員の将来や働きやすい環境作りを心がけています。</p> <p>地域に対しては、園庭開放・子育て相談・一時保育事業等地域貢献活動や近隣の小学校、中学校、高校の体験学習に協力し、学校教育にも貢献しています。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員一人一人の育成については、園独自のキャリアパスハンドブックに「期待される職員像」を明確にし、職員一人一人の目標が設定され目標項目、水準、期限が明確にされ、中間面接を行い、進捗状況を確認し、年度末には目標達成度の確認を行っています。また、新入職員に対しても年間の指導計画に沿って指導を行っています。 ● 子どもを尊重した保育については、園のホームページ、「重要事項説明書」に保育方針・保育目標を謳っています。全国保育士会の倫理綱領に基づき「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を年 2 回、非常勤職員も含めて全ての職員が自己評価を行い、更にその結果について、勉強会を行い、見直しや改善を行うなど、子どもを尊重した保育を実践しています。これらの取組及びその結果を保護者に伝えることで、保護者との共通認識や理解を更に深めることができるでしょう。 ● 乳児保育については、特定の保育者が応答的に関わり、安定感をもって過ごせるよう配慮し取り組んでいます。毎日の健康チェック表、ドキュメンテーションで保護者と子どもの活動を共有し、安心して子どもを預けられるように工夫しています。

特に改善が望まれる点(※)	<ul style="list-style-type: none">● 子どものプライバシー保護等の権利擁護については、「個人情報に係るガイドライン」「虐待防止等に係るガイドライン」「個人情報保護に関する規則（細則）」「プライバシーの尊重と保護に係る業務マニュアル」を踏まえて、研修を行い、日々の保育に取り組んでいます。今後は、不適切な事案が発生した場合の対応に係るマニュアルを策定するとなお良いでしょう。● 不審者対応については、「不審者侵入時における安全管理マニュアル」を策定し、不審者対応の手順や対応方法に係る研修に取り組んでいます。今後は、警察等と連携を図り、対応訓練を行うとなお良いでしょう。● 標準的な実施方法については、部分的な事項のみ資料が整備されていますが、体系的に整理、網羅されるとなお良いでしょう。標準的な実施方法を整備された後、定期的に職員や保護者等からの意見や提案を反映した見直し等を行うとなお良いでしょう。
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人愛光福祉会 愛光兜台こども園
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和6年3月13日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1：理念・保育方針の明文化と周知については、理念・保育方針・保育目標は重要事項説明書、ホームページに明文化され、職員には合同職員研修や毎日のミーティングで周知し、保護者には園だより、重要事項説明書に基づいて説明し同意書も提出してもらっています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2：事業経営を取り巻く環境と経営状況については、木津川市の園長会で子ども家庭庁からの情報や不適切保育についてなど、社会福祉事業全体の動向や人口動態、子どもの数、保育ニーズを把握分析し、経営状況については社会福祉法人の運営コンサルティングに委託し、職員の就業状況や離職率については社労士にアドバイスを受け対策を講じています。

3：経営課題の明確化については、園長は組織の体制や保育の質等、具体的な課題を明確にし、外部講師を招き園内研修を行う等、解決改善に取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	b
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	b
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	b

[自由記述欄]

4：中・長期的なビジョンの明確化については、中・長期の計画は2029年まで立てていますが、それに対する収支計画は策定されていません。今後は、法人の管理者会議で予算の執行状況や人材育成、職員体制など具体的な計画に併せて収支計画を策定されると良いでしょう。

5：中・長期計画を踏まえた単年度の計画については、中・長期計画に基づいた人材育成、施設整備等施設運営を含む事業計画が策定されています。

6：事業計画の策定と実施状況の評価・見直しについては、事業計画は年度初めに法人管理者会議で策定され、職員会議で周知しています。理解を促すためにも、今後は、事業計画の見直しを行った計画書を職員に配布し、次期の事業計画に反映されると良いでしょう。

7：保育内容や年間行事についてはドキュメンテーション等でも保護者に周知しています。今後は、事業計画についても、子どもと保護者に関わる事項を分かりやすく説明した文書を作成し、配布されると良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b

[自由記述欄]

8：保育の質の向上に向けた取組については、保育の質の向上のため木津川市の人権研修、園内研修、キャリアアップ研修、キリスト教研修等受講後、職員間で共有し、日々の保育内容、月案、年間計画の評価・見直しを行い、PDCAサイクルの取り組みを実施し、職員で共有して組織として位置づけ、園全体の自己評価に繋げています。

9：評価結果に基づき取り組むべき課題について、前回（平成24年）の評価結果から明確になった課題について文書化していますが、職員に配布は行っていません。但し、今回の受診で一部改善しています。今後は、課題について職員間で共有・文書化し、更なるステップアップにつなげると良いでしょう。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	b
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	b
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、キャリアパスハンドブックに記載し、園だよりで職員や保護者に保育の動向や方針、内容について大切なことを明示し、周知しています。ただ不在時の権限委任の記載がありません。今後は、重要事項説明書の職員の職務のところに不在時の権限委任を明確化し記載されると良いでしょう。

11：施設長は、遵守すべき法令について、木津川市の施策や情報、社会保険労務士、コンサルティングにチェックをしてもらう等、また、京都府保育協会の研修に参加し遵守すべき法令について把握・認識しています。職員には会議で周知しています。

12：保育の質の向上に向けて、毎月の職員会議や毎日のミーティングで保育の実践の考え方を伝えていますが、保育の質の課題の評価分析までは至っていません。今後は、保育の現場に入り、職員と改善点を話し合い、課題の改善に向け組織的に取り組まれると良いでしょう。

13：経営の改善や業務の実効性を高める取り組みについては、理念・保育方針の実現に向けて職員の働きやすい環境の整備や労働面の改善について労務士やコンサルティングからアドバイスを受け経営の改善に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：福祉人材の確保定着に関する計画については、人材の確保は市の就職フェアやホームページ、幼保学生の就活応援サイト「ほいこれナビ」、紹介会社等を通して積極的に行い、育成に関してはキャリアハンドブックに基づいて、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や方針を明確にし、計画的に取り組んでいます。

15：総合的な人事管理については、理念・保育方針に基づき「期待する職員像等」を明確にし、人事基準やキャリアパス制度に基づき、基準を明確にし一定の評価基準を設け、総合的な人事制度が構築されています。

16：職員の就業状況や働きやすい職場作りについては、きょうと福祉人材育成認証制度の再取得を目指し、健康診断の実施や、「メンタルヘルスダイヤル」を明示し、就業状況を把握するなど、心身の健康や安全の確保に努めワークライフバランスに配慮し、育休、介護休暇の取得、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	b
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	b

[自由記述欄]

17: 職員一人一人の育成については、園独自のキャリアパスハンドブックに「期待される職員像」を明確にし、職員一人一人の目標が設定され、目標項目、水準、期限が明確にされ、中間面接を行い、進捗状況を確認し、年度末には目標達成度の確認を行っています。また、新入職員に対しても年間の指導計画に沿って指導を行っています。

18: 職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、園として、教育・研修に関する基本方針、基本姿勢を明確にし、キャリアアップ制度に教育・研修計画を入れ、これに基づいて教育・研修を実施しています。

19: 職員一人一人の教育・研修については、キャリアパスの人材育成計画に基づいて保障されているが、パート職員にはありません。今後は、パート職員を含む全職員に参加できる機会が保障されると良いでしょう。

20: 実習生については、実習生受け入れマニュアルを作成し積極的に受け入れています。愛光兜台こども園独自に工夫された、キリスト教保育のパンフレットを渡し、学校のカリキュラムに沿って、研修・育成が行われています。今後は、指導する職員の水準を高めるためにも、指導者に対する研修を実施する体制を整備されると良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

[自由記述欄]

21: 運営の透明性を確保するために、ホームページを活用し、毎日のドキュメンテーションや子育て支援事業の情報などを公開し発信していますが、相談・苦情の内容までは公表していません。今後は、地域社会に向けて園だよりを配布する等、園の存在意義や役割を明確にされると良いでしょう。

22: 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、経理規程に基づき会計のコンサルティングに監査を受けています。今後は、公正かつ透明性の高い運営のため、内部監査を定期的に行うとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23: 子どもと地域との交流については、全体的な計画の中に「地域との連携」として位置づけ、活動内容を記載しています。地域交流の一環として園庭開放・子育て支援・未就園児親子との交流等、また保護者に対して子育ての情報も提供しています。

24: ボランティア受け入れについては、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、職業体験の高校生を受け入れ、地域の社会資源として地域の学校教育や体験学習の協力を行っています。

25: 必要な社会資源の明確化、関係機関連携については、子どもによりよい保育を提供するために、市の福祉関係課や、児童相談所、保健所等の関係機関と連携を行いリスト化しています。情報に関しては職員会議で共有し問題の共通理解に努めています。

26, 27: 園の機能を地域に還元する取組として、園庭開放・未就園児の園体験・子育て相談事業を行っており、民生児童委員からの情報を共有し、地域のニーズを把握し、積極的に子育て家庭の支援、中学校・高校の職場体験等学校教育にも貢献するなど取り組んでいます。また、災害時の対策として備蓄品の飲料水他、食品も保管しており、災害時や緊急時に協力する等、地域貢献活動も実施しています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、園のホームページ、「重要事項説明書」に保育方針・保育目標を謳っています。全国保育士会の倫理綱領に基づき「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を年2回、非常勤職員も含めて全ての職員が自己評価を行い、更にその結果について、勉強会を行い、見直しや改善を行うなど、子どもを尊重した保育を実践しています。これらの取組及びその結果を保護者に伝えることで、保護者との共通認識や理解を更に深めることができるでしょう。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、「個人情報に係るガイドライン」「虐待防止等に係るガイドライン」「個人情報保護に関する規則(細則)」「プライバシーの尊重と保護に係る業務マニュアル」を踏まえて、研修を行い、日々の保育に取り組んでいます。今後は、不適切な事案が発生した場合の対応に係るマニュアルを策定するとお良いでしょう。

30：利用希望者には、園のホームページ、「重要事項説明書」で詳細に分かりやすく園の情報を提供し、園内見学や質疑応答など随時丁寧な対応に努めています。

31：保育の開始・変更に当たっては、年度毎では「重要事項説明書」を以て、年度途中では、毎月発行の「園だより」で保護者に丁寧にわかりやすく説明し、同意を得る取組を行っています。

32：保育所等の変更にあたっては、保育の継続性に配慮し、担当者や窓口を設置し、定められた引継ぎ・申し送りの手順・様式を以て、適切に取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	b

[自由記述欄]

33：苦情・相談(不適切保育を含む)については、「重要事項説明書」に相談窓口、対応体制など記載・周知し、玄関には意見箱を設置し、苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した掲示物を掲示するなど、苦情解決のための取組が機能しています。苦情・相談に関する検討内容及び対応策については、必ず記録を行い、回答は迅速に行うなど、苦情解決に係る対応が適切に取り組まれています。今後は、苦情記入カードの配布や各行事ごとにアンケートの実施を行うなど苦情等が申し出やすい工夫を行うと良いでしょう。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備については、保護者等へは「重要事項説明書」で詳細に説明・周知し、相談しやすいよう複数の窓口を設けるなど環境整備に取り組んでいます。

35：保護者からの相談や意見に対しては、「苦情解決マニュアル」に基づき、迅速な対応を行い、保育の質の向上につなげるよう取り組んでいます。今後は、各行事ごとにアンケートの実施を行うなど積極的に保護者の意見を把握する取組を行うと良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	b

[自由記述欄]

36：リスクマネジメント体制については、子どもの安心と安全を確保するため、「危機管理マニュアル」「安全管理マニュアル」を策定し、適宜見直しを行い、ヒヤリハットや事故報告を定期的に検証し、重要な事項は職員会議に諮り、職員全員で情報共有を図るなど、事故防止と安全確保に取り組んでいます。

37：感染症対策については、「感染症対策に係るガイドライン」「感染症対策マニュアル」を策定し、保護者等へは、適宜きめ細やかに予防及びその対策に係る情報提供に努めています。

38：災害時対策については、台風・火災・地震等に対する「災害時における対応マニュアル」を策定し、毎月、防災計画等に基づき、訓練に取り組んでいます。備蓄リストを作成し、園独自で緊急時対応が可能な備蓄品・備蓄量を整備し、災害等対策に努めています。

39：不審者対応については、「不審者侵入時における安全管理マニュアル」を策定し、不審者対応の手順や対応方法に係る研修に取り組んでいます。今後は、警察等と連携を図り、対応訓練を行うとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	b

[自由記述欄]

40. 41：標準的な実施方法については、部分的な事項のみ資料が整備されていますが、体系的に整理、網羅されるとなお良いでしょう。標準的な実施方法を整備された後、定期的に職員や保護者等からの意見や提案を反映した見直し等を図るとなお良いでしょう。

42：アセスメントの手法に基づき、適切なアセスメントを実施し、個別の指導計画を策定しており、定期的に振り返り、見直しに努めています。現在まで支援困難のケースの事例は無いが、現時点のアセスメント手法による手順等で適切な保育の提供が行えると判断しています。

43：指導計画等の評価・見直しについては、法人全体で研修を定期的に開催し、課題等を明確化し、その評価結果を次の指導計画に見直し、活かすよう取り組んでいます。

44：子どもの発達過程や生活状況等は、園日誌や園運営システム「こどもーしょん」で記録し、必要な内容は朝礼や職員会議で情報提供され、速やかな情報共有に取り組んでいます。

45：子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護に係るガイドライン」「個人情報保護に関する規則(細則)」を策定し、職員は適切に管理を行い、保護者等へは重要事項説明書で丁寧に説明し、理解に努めています。今後は、個人情報の不適切な利用や漏えいに対する対策と対応方法に係るマニュアルが整備されるとなお良いでしょう。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46: 全体的な計画については、法人理念・基本方針・目標に沿って作成し、毎年職員が見直し、保育室に掲示しています。

47: 生活にふさわしい場については、薬剤師による照度、水質、ダニ検査などを定期的に行っています。また、保育室にはCO₂濃度測定器、加湿器などを設置し、子どもが心地よく過ごすことのできる環境作りに配慮しています。

48: 子どもを受容し、状態に応じて行う保育については、「職員の笑顔」「温もりのある保育」になるよう研修を実施し、職員全体に周知するなど、実践に取り組んでいます。

49: 基本的な生活習慣の自立へむけた環境整備については、一人一人の発達に応じた援助を行いながら、子ども自ら意欲的に取り組めるよう、わかりやすいイラストを使って手順や約束を知らせる工夫にも取り組んでいます。

50: 主体的な生活や遊びの保障については、室内・室外共に十分にゆとりのある環境が整備されていて、異年齢保育や地域交流会で異年齢児との関わりや地域の方との関わりを楽しんでいます。また、園庭でダンゴ虫をさがしたり、チューリップの芽が大きくなったことに気づいたり、自然と触れあう環境を整備しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51: 乳児保育については、特定の保育者が応答的に関わり、安定感をもって過ごせるよう配慮し取り組んでいます。毎日の健康チェック表、ドキュメンテーションで保護者と子どもの活動を共有し、安心して子どもを預けられるように工夫しています。

52: 3歳未満児の保育については、一人一人の子どもの発達過程に応じた丁寧な関わりに努めています。小・中学校の体験学習の受け入れや、異年齢児との交流など、様々な人と関わる機会を工夫しています。

53: 3歳以上児の保育については、年齢の枠を越えて共に学び合い成長していけるよう積極的に異年齢保育に取り組んでいます。

54: 障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、必要に応じて医療機関や専門機関と連携を取りながら保育に努めています。

55: 指導計画等に長時間保育についての位置づけがありませんでした。「教育・保育要領」にあるように、保育内容や方法、職員の協力体制など、今行っていることを指導計画に位置付けされると良いでしょう。

56: 小学校との連携については、子どもは半日入学、マラソンの応援など、就学に期待を持てる取組があり、保護者には就学前健診、半日入学時の入学説明会、学童保育の案内などを行っています。また、保育者は支援委員会や人権・学力研修、山城地方幼小接続推進研修会などに参加し、小学校との連携に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、健康チェック表で毎日保護者と情報を共有しながら、子どもの健康管理に気をつけています。SIDSは重要事項説明書で保護者に知らせ、午睡中は子どもの様子を確認し、記録を残しています。

58：健康診断 歯科健診の結果は「健康手帳」で保護者に知らせ、職員には「こどもーしょん」に入力し、共有に努めています。

59：食物アレルギーの子どもには、医師の指示書に基づき給食を提供しており、毎日の朝礼に栄養士が参加し、アレルギー対応食の確認をしています。また、誤食防止の対応として食材に卵を使用しない取組もしています。

60：食事を楽しむ工夫については、食器は年齢に合わせた大きさの陶器の食器を使用しています。また、玄関に給食を展示したり、ホームページでも毎日の給食が見ることができるよう配慮しています。

61：「おにっごはん」「ちらしずし」など、食文化や行事食など季節感のある献立に工夫をこらしています。給食は外部に委託していますが、子どもの食事の様子を見に行ったり、会議に参加したり、園としっかり連携を取りながら献立の作成・調理の工夫に活かしています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：連絡帳はありませんが、健康チェック表、送迎時のコミュニケーション、動画配信、ドキュメンテーション、毎月の園だより、運動会などの行事等において、子どもの様子を家庭と共有し、連携を図っています。

63：保護者に対する子育て支援については、年2回の個人懇談は希望者のみですが、保護者から要望があればいつでも相談に応じる体制があり、記録も残しています。

64：虐待等権利侵害の予防については、マニュアルを整備し、関係機関と連携を取りながら、虐待の早期発見や予防に日々努めています。園長は、迷ったら連絡してくれるように職員に話をするなど、予防に努めています。

65：年度末の自己評価、面談で振り返り、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。また、園全体で共有し、次年度の保育につなげるよう取り組んでいます。